

## 大阪市城東区社会福祉協議会 善意銀行

### 「特定テーマ」 払出 実施要領

#### （趣旨）

第1条 この要領は、大阪市城東区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）が運営する善意銀行において、善意の預託を、広く区民の福祉の増進に活用するため、通常の払い出しとは別に、特定のテーマを決めて払出をするため必要な事項を定める。

#### （払出の対象）

第2条 払出の対象は、区内で社会福祉の増進に寄与する活動をおこなっているもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、宗教活動や政治活動を目的とするものやその管理下にあるもの、営利を目的とするもの、法令や公序良俗に反する活動を行っているもの、暴力団もしくはその構成員の統制下にあるものは除く。また、団体運営や当該事業に対して、地方公共団体の助成金並びにその他の公的助成をうけているものは対象外とする。

(1) 社会福祉法人その他法人格を有する団体

(2) 法人格を有しない5人以上で構成されている団体で、社会福祉活動に実績のあるもの（次号に掲げるものを除く。）

(3) 5人以上で構成されているボランティアグループ

2 当該年度の具体的な払出対象団体は、善意銀行運営委員会（以下「運営委員会」という。）で決定する。

#### （払出対象経費）

第3条 この要綱による払出の対象となる活動・事業の経費（以下「対象経費」という。）は、当該活動・事業の実施に必要な経費とし、対象経費の10%以上の自主財源が必要となる。また、申請額の上限はテーマ毎の募集要項に定める金額とする。ただし、同一団体に対する払出は、年1件限りとし、連続交付は3年までとする。

#### （払出申請）

第4条 払出を受けようとする団体は、払出申請書（第1号様式）に、前年度収支決算書、事業計画書、収支予算書、団体の定款や規約及びその他必要と認める書類を添付し、区社協会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

#### （払出決定）

第5条 会長は、前条の申請があったときは、運営委員会の審査内容を聞き、払出の可否を決定する。

2 運営委員会は、次に掲げる事項に適合するかを審査する。

(1) 当該事業の目的が適切であり、かつ、その実施が可能と認められること

(2) 当該事業が営利を目的としない事業であること

(3) 当該事業に対して、地方公共団体の助成金並びに大阪市ボランティア活動振興基金、善意銀行一般分払出及びその他の公的助成金を受けていないこと

(4) 当該事業は、宗教活動や政治活動を目的としない事業であること

3 運営委員会は、必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

4 会長は、申請者に対し、払出（不払出）決定通知書（第2号様式）により、通知す

る。

(払出請求及び交付)

第6条 払出の決定を受けた者は、払出決定通知書を受領した日から30日以内に払出請求書(第3号様式)により、会長に払出請求を行わなければならない。

2 会長は、前項の払出請求があったときは、請求内容を確認のうえ、速やかに交付する。

(事業完了報告書)

第7条 払出を受けた団体は、事業の完了後30日以内に、事業完了報告書(第4号様式)に事業報告書、収支決算書及びその他必要と認める書類を添付し、会長に提出しなければならない。

(払出決定の取り消し)

第8条 会長は、払出を受けた団体が災害その他特別の事由による場合を除き、正当な理由がなく次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、払出金の全部または一部の交付の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 当該事業を実施する意志が認められないとき
- (2) 当該事業を中止し、完了する見込みがないとき
- (3) 払出金を対象事業以外に使用したとき
- (4) 申請内容等に虚偽があったとき
- (5) 第5条の規定により付された条件に違反したとき
- (6) 第7条による報告を行わないとき
- (7) その他、善意銀行の社会的信用を損ねる恐れがある場合等、委員会が不適切と判断したとき

2 前項の規定により取り消しをしたときは、払出金を返還する期限その他必要な事項を通知するものとする。

(会計帳簿の整備等)

第9条 払出を受けた団体は、収支を明らかにした帳簿その他の書類を整備し、当該事業年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

2 払出に関する事務は、区社協事務局において処理する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。